

障害者差別解消法が2016年4月に施行されるのに向け、内閣府は、各地で紛争解決や差別防止に取り組まれるよう2014年度にモデル事業を行う。障害者差別禁止条例（権利条例）を作り国に先駆けて取り組んできた自治体を5～6か所選び、「障害者差別解消支援地域協議会」を運営してみる。3月19日に、事業実施のための暫定指針がまとまった。

差別解消法は、障害者権利条約を批准するため2013年6月に制定された。障害を理由に差別すること、障害者に合理的配慮を提供しないことを禁止。地方公共団体等が差別解消の支援措置として地域協議会を組織できることも要点だ。

協議会の設置は義務ではないが、内閣府はモデル事業を踏まえ、2016年度の法施行時には全国各地で設置、運営してもらえるよう後押ししたい姿勢だ。

モデル事業をやるために検討会（会長＝野澤和弘・毎日新聞社論説委員）がまとめた協議会の設置と運営に関する暫定指針によると、協議会の役割は、差別に関する相談や差別を解消する取り組みを提案するための協議。窓口を明確にしたうえで、受けた相談はたらい回しにしない。

協議会の構成員は障害当事者や学識者、法務局や労働局など行政のほか、校長会、医師会、商工会

議所、交通機関、弁護士会など福祉以外の分野の機関も想定。最初に相談を受けた機関で解決しきれない場合、よりの確な機関につないだり、協議会に事案を上げて複数の機関で連携する形にしたりし、差別事例の共有や解決した好事例の集積、差別防止策の提案などをしていく。

事務局は県庁や市役所の障害者施策を担う部局が想定されるが、どの部局にするかは自治体の判断で良い。規模の小さい市町村が共同で協議会を設置する形も考えられる。

国が差別解消法を制定する前から、自治体が独自に障害者の権利や差別禁止に関する条例を作る動きはあり、現在、9道府県と3市でできている。

こうした自治体なら既に「差別とは何か」といった考えをもっていることから、内閣府は岩手・千葉・京都・沖縄の各県とさいたま市にモデル事業の実施を打診している。

なお、今回まとめた指針は暫定版で、全国で使えるマニュアルに改良する予定。内閣府はモデル事業に2014年度予算で約600万円を計上しており、会議の開催などに充てる。

（福祉新聞・第2662号 2014年3月31日）

厚生労働省は3月27日に第16回言語聴覚士国家試験と第27回義肢装具士国家試験の合格者を、31日に第49回理学療法士・作業療法士国家試験と第44回視能訓練士国家試験の合格者を発表した。

言語聴覚士試験は2,401人が受験し、1,779人（合格率74.1%）が、義肢装具士試験は221人が受験し、183人（82.8%）が合格した。

また、理学療法士試験は1万1,129人が受験し、9,315人（83.7%）が、作業療法士試験は5,474人が受験し、4,740人（86.6%）が、視能訓練士試験は953人が受験し、863人（90.6%）がそれぞれ合格した。

（福祉新聞・第2664号 2014年4月14日）